

令和7年度

濃尾用水地区 犬山頭首工管理業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考																
第1章 総 則 (適用範囲) 第1－1条	令和7年度 濃尾用水地区 犬山頭首工管理業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																	
(目的) 第1－2条	本業務は、国営造成施設直轄管理事業濃尾用水地区犬山頭首工管理施設(以下「管理施設」という。)の適正かつ安全な操作管理に資するため、管理施設の運転監視、点検整備等を行うものとする。																	
(場所) 第1－3条	本業務において対象とする管理施設は、愛知県犬山市大字犬山地区内、大字木津地区内及び岐阜県各務原市鵜沼小伊木町地区内である。																	
(業務概要) 第1－4条	本業務の概要は次のとおりとする。 (1) 運転監視 365日 (2) 点検整備 12回/年(1回/月) (3) 点検結果の技術的所見の取りまとめ																	
(管理技術者等) 第1－5条	本業務における管理技術者は、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行うものとし、主任技術員は、管理技術者を補佐するものとする。 なお、管理技術者が当該業務を専任する場合は、主任技術員を兼務することができるものとし、管理技術者が他業務と兼任する場合は、主任技術員を配置し専任させなければならない。 また、それぞれの資格等は次に示すとおりとする。 (1) 管理技術者の資格要件 管理技術者は、第1－8条に示す事項を履行するものとし資格要件は、次のいずれかとする。 1) 河川法(昭和39年法律第167号)第50条のダム管理主任技術者としての経験を有する者 2) 下表に示す期間以上のダム(地下ダムは除く。)又は頭首工(堰)の調査計画設計、工事施工、工事監督及び運転監視に係る業務の実務経験を有する者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>最終学歴区分</th><th>ダム管理区分</th><th>実務経験年数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一部工学系の課程を修めて、大学又は高等専門学校を卒業した者</td><td>A</td><td>2年</td></tr> <tr> <td>B</td><td>3年</td></tr> <tr> <td rowspan="2">一部工学系の課程を修めて、高等学校を卒業した者</td><td>A</td><td>3年</td></tr> <tr> <td>B</td><td>4年</td></tr> <tr> <td colspan="2">その他</td><td>8年</td></tr> </tbody> </table>	最終学歴区分	ダム管理区分	実務経験年数	一部工学系の課程を修めて、大学又は高等専門学校を卒業した者	A	2年	B	3年	一部工学系の課程を修めて、高等学校を卒業した者	A	3年	B	4年	その他		8年	
最終学歴区分	ダム管理区分	実務経験年数																
一部工学系の課程を修めて、大学又は高等専門学校を卒業した者	A	2年																
	B	3年																
一部工学系の課程を修めて、高等学校を卒業した者	A	3年																
	B	4年																
その他		8年																

項 目	内 容	備 考								
(操作技術員等) 第 1－6 条	注 1) 一部工学系とは、土木工学又は農業工学（農業土木に限る。）、電気工学、衛生工学、都市工学、機械工学のことをいう。									
	注 2) ダム管理区分とは、以下のことをいう。 A：登録試験（ダム管理技士試験）の合格者又は登録研修（ダム管理主任技術者）の修了者 B：Aに示す以外の者									
	(2) 主任技術員の資格要件 主任技術員は、第 1－8 条に示す事項を履行するものとし、資格要件は、次のいずれかとする。									
	1) 河川法第 50 条のダム管理主任技術者としての経験を有する者									
	2) ダム管理技士試験の合格者又はダム管理主任技術者研修の修了者									
	3) 下表に示す期間以上のダム（地下ダムを除く。）又は頭首工（堰）の調査計画設計、工事施工、工事監督及び運転監視に係る業務の実務経験を有する者									
	<table><tr><th>最終学歴区分</th><th>実務経験年数</th></tr><tr><td>一部工学系の課程を修めて、大学又は高等専門学校を卒業した者</td><td>2 年</td></tr><tr><td>一部工学系の課程を修めて、高等学校を卒業した者</td><td>3 年</td></tr><tr><td>その他</td><td>8 年</td></tr></table>	最終学歴区分	実務経験年数	一部工学系の課程を修めて、大学又は高等専門学校を卒業した者	2 年	一部工学系の課程を修めて、高等学校を卒業した者	3 年	その他	8 年	
	最終学歴区分	実務経験年数								
	一部工学系の課程を修めて、大学又は高等専門学校を卒業した者	2 年								
	一部工学系の課程を修めて、高等学校を卒業した者	3 年								
その他	8 年									
注) 一部工学系とは、土木工学又は農業工学（農業土木に限る。）、電気工学、衛生工学、都市工学、機械工学のことをいう。										
(3) その他 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う点検整備の実施に際して現場に常駐しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めたい場合、あるいは変更したい場合は監督職員に報告することとする。										
本業務における操作技術員とは、第 3－1 条に示す運転監視の業務を行う者とする。 また、点検技術員とは、第 3－2 条に示す点検整備を行う者とし、事前に監督職員の承認を得なければならない。 なお、令和 4 年度～令和 6 年度の間にゲート設備の運転監視における実務経験を有しない者が操作技術員として本業務に就く場合は、犬山頭首工におけるゲート設備の運転監視を熟知することを目的として、管理技術者又は主任技術員から次のとお										

項 目	内 容	備 考
(提出書類) 第 1－7 条 (業務の履行) 第 1－8 条 (業務の実施時間) 第 1－9 条 (休日又は夜間における作業) 第 1－10 条 (非常時の対応) 第 1－11 条	り指導を受けなければならない。 1) ゲート設備の運転監視の経験者 30 時間以上 2) ゲート設備の運転監視の未経験者 50 時間以上 管理技術者は、提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。 ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。 (1) 管理技術者、主任技術員、操作技術員及び点検技術員は、操作時及び作業時において常に設備等の表示及び警報等に留意し、その状態を把握しておくものとする。 (2) 業務の履行に当たっては、施設等の運転及び監視の業務を休止させてはならない。 ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。 (3) 管理技術者は、台風、豪雨、積雪、地震等その他の天災に対しては、日頃から予報等に十分に注意を払い、常に対応できるように準備しておくものとする。 業務の実施時間は、作業内容により次のとおりとする。 (1) 運転監視、緊急時対応 休日、夜間を問わず実施する作業であり、その詳細は第 3－1 条及び第 3－3 条に示すものとする。 (2) 点検整備 休日を除く日中に毎月 1 回、定期的を実施する作業であり、その詳細は第 3－2 条に示すものとする。 なお、発注者の指示又は施設等の運用の関係から休日及び夜間に作業を行う場合はこの限りではない。 管理技術者は、業務の実施時間が第 1－9 条により規定されている場合を除き、休日又は夜間に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督職員に承諾を得なければならない。 (1) 管理技術者は業務の履行中において、施設等に異常事態が発生し、又は発生が予想される場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。 ただし、緊急を要する場合は、作業を行った後、直ちにその状況及び措置内容を監督職員に報告する。 (2) 管理技術者は、業務の実施中に事故が発生した場合、直ちに人命、身体、財産の安全を確保し、速やかに監督職員に報告しなければならない。 (3) 前項の場合又は監督職員が臨時に業務を指示した場合は、管理技術者はこれに応じるものとする。	

項 目	内 容	備 考
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第 1 - 1 2 条	本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の場合に、その内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 (1) 審査項目 a) から c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等に示された実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備がある場合等	
第 2 章 作業条件 (作業条件) 第 2 - 1 条	(1) 一般事項 本業務に従事する者は、管理施設の各施設の位置・機能等その他、地域の地理・地形・地勢等について精通し、また不測の事態にあっても迅速な対応が図られるよう努めるものとする。 (2) 勤務人員と労務管理 本業務における管理業務に就く勤務人員は、別表 1 「勤務形態一覧表」のとおりとし、管理技術者は、関係諸法規を遵守の上、適切な労働安全衛生管理を実施しなければならない。 特に深夜等に勤務を行う労働者の健康管理には十分な配慮を行うものとする。 (3) 勤務形態 本業務の管理業務勤務形態は、次に示すとおりとし、勤務形態の一覧を別表 1 に示す。 なお、管理技術者は、別表 2 「報告書一覧表の 1」において、管理所に従事する者の名簿を提出の上、事前に監督職員の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。 1) 本業務における「閉庁日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 1 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）の日をいう。 2) 本業務における「開庁日」は、閉庁日を除く日をいう。 3) 本業務における勤務形態は次のとおりである。 ①開庁日 始業：17 時 15 分 終業：翌朝 8 時 30 分 (内 訳) 基本給勤務 8 時間	

項 目	内 容	備 考														
(参考図書) 第 2－2 条	(うち深夜割増時間 3 時間 1 5 分) 時間外勤務 3 時間 1 5 分 (うち深夜割増時間 1 時間 4 5 分) 休 憩 4 時間															
	②閉庁日 始業：8 時 3 0 分 終業：翌朝 8 時 3 0 分 (内 訳) 基本給勤務 8 時間 時間外勤務 8 時間 (うち深夜割増時間 4 時間) 休 憩 8 時間															
	※深夜割増とは 2 2 時から翌朝 5 時までの勤務をいう。 ※時間外勤務とは基本給勤務及び休憩の時間以外をいう。															
	(4) 業務実施方法等 管理技術者は、第 3－1 条、第 3－3 条に示す作業内容及びこれに係る作業記録等の提出書類、別表 2「報告書一覧表の 2、3、4」について、事前に監督職員の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。															
	(5) 関連工事等との調整 本業務の管理施設で、関連工事等を計画することが明らかになった場合は、事前に実施時期及び施工箇所等について監督職員から指示するので、調整に協力しなければならない。															
	本業務の参考にする図書は、共通仕様書第 2－1 条によるほか、次表によるものとする。															
	<table><tr><th>名 称</th><th>発行所</th></tr><tr><td>土地改良施設管理基準－頭首工編－ 平成 24 年 8 月</td><td>農林水産省 農村振興局</td></tr><tr><td>農業水利施設指導・点検・整備マニュアル（頭首工編） 平成 7 年 1 月</td><td>農林水産省 構造改善局制定</td></tr><tr><td>農業用施設機械設備等整備補修の手引き 平成 13 年 3 月</td><td>農林水産省 農村振興局</td></tr><tr><td>農業用施設機械設備更新及び保全技術の手引き 平成 18 年 6 月</td><td>(社) 農業土木 事業協会</td></tr><tr><td>農業水利施設の機能保全の手引き 平成 27 年 5 月</td><td>(社) 農業土木 事業協会</td></tr><tr><td>土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」 平成 20 年 3 月</td><td>(社) 農業農村 工学会</td></tr></table>	名 称	発行所	土地改良施設管理基準－頭首工編－ 平成 24 年 8 月	農林水産省 農村振興局	農業水利施設指導・点検・整備マニュアル（頭首工編） 平成 7 年 1 月	農林水産省 構造改善局制定	農業用施設機械設備等整備補修の手引き 平成 13 年 3 月	農林水産省 農村振興局	農業用施設機械設備更新及び保全技術の手引き 平成 18 年 6 月	(社) 農業土木 事業協会	農業水利施設の機能保全の手引き 平成 27 年 5 月	(社) 農業土木 事業協会	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」 平成 20 年 3 月	(社) 農業農村 工学会	
	名 称	発行所														
	土地改良施設管理基準－頭首工編－ 平成 24 年 8 月	農林水産省 農村振興局														
	農業水利施設指導・点検・整備マニュアル（頭首工編） 平成 7 年 1 月	農林水産省 構造改善局制定														
農業用施設機械設備等整備補修の手引き 平成 13 年 3 月	農林水産省 農村振興局															
農業用施設機械設備更新及び保全技術の手引き 平成 18 年 6 月	(社) 農業土木 事業協会															
農業水利施設の機能保全の手引き 平成 27 年 5 月	(社) 農業土木 事業協会															
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」 平成 20 年 3 月	(社) 農業農村 工学会															
(貸与資料) 第 2－3 条	貸与資料は、次のとおりである。 また、機械器具等の貸与品は、必要に応じて使用出来るものとするが、詳細については、別途監督職員と協議するものとする。															

項 目	内 容			備 考
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第2-4条	分類	貸 与 資 料	数量	
	管理規程等	濃尾用水犬山頭首工管理規程及び諸規程	1 式	
	報告書等	令和6年度国営造成施設直轄管理事業濃尾用水地区犬山頭首工管理業務報告書	1 式	
		ゲート設備、除塵機に係る工事完成図書	1 式	
第3章 作業内容 (運転監視) 第3-1条	第2-2条及び第2-3条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料等の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、業務作業時点の最新版を用い、業務作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合の他、完了検査時に一括返納しなければならない。 (4) 貸与資料は厳重に保管するとともに、本業務により知り得た情報は他に漏らしてはならない。 運転監視は、国営濃尾用水土地改良事業の水利使用規則に基づく管理規程（以下「管理規程」という。）により（1）から（5）までの作業を実施する。作業の実施は、管理技術者の指示により、操作室において操作技術員が行うものとする。 (1) 管理施設の監視 管理施設内の異常（管理施設の故障・損傷等、左岸除塵機及び右岸除塵機の塵芥堆積状況、人の侵入、落下物、水質（油膜等）、地震発生後（愛知県西部（犬山市五郎丸地点）又は岐阜県美濃中西部（各務原市那加桜町）において震度2及び震度3）等）を監視して、別紙1「犬山頭首工主要施設一覧表」に示す管理施設の維持管理に支障を及ぼす危険防止に努めるものとする。 監視に当たって、操作室から目視できる範囲は、目視で確認するとともに、操作室の監視操作卓でCCTV（監視カメラ9台）を操作して、頭首工下流、土砂吐、舟通し、左岸導水路、左岸余水吐、左岸取入樋門、左岸分木工、右岸取水口及び右岸沈砂池の監視を行うものとする。 CCTVでの監視は毎時30分前後に行うものとする。 監視により、管理施設に異常等が確認された場合は、直ちに操作室に勤務する犬山頭首工管理所職員（以下「操			

項 目	内 容	備 考
	作職員」という。)及び管理技術者に報告し、管理技術者より今後の対応について指示を受け対応するものとする。 なお、日没後や悪天候等により確認が難しい場合においては、操作職員の判断により監視を行わなくてもよいものとする。 また、操作室の表示用端末装置の取水量が、操作室の掲示板に記載している要望量を超過しないように監視し、超過になりそうな場合は、直ちに操作職員に報告を行うものとする。 (2) 管理施設の運転操作 頭首工上流水位E L 3 7. 0 0 m～3 7. 4 0 mを保つため、本川に係るゲート操作を行うものとする。ゲート操作は、操作順序が定められているため、誤操作を行わないよう適切に操作するとともに、ゲート操作により頭首工放流量を増加させる場合においては、入川者等の安全を十分に確認した上で操作を行わなければならない。 また、ゲート操作の際には、操作室の表示用端末装置の今渡放流量及び木曽川今渡水位を確認し、頭首工地点における河川流量の増減到達時間を考慮して、適切に操作するものとし、運転操作に関する報告を別表2「報告書一覧表の6」より作成し、翌日が閉庁日を除き、速やかに提出するものとする。 なお、報告書には、次の内容を記載するものとする。 1) 業務履行結果の概要及び所見 2) その他 操作技術員は、毎朝8時に操作室でプリントされる操作日誌や管理日誌、取水変更等、前日の操作に係る書類の整理を行うものとする。 (3) 増水時における措置 1) 操作技術員は、今渡放流量が以下の状態になった場合、速やかに操作職員に報告するものとする。 ①今渡放流量が6 0 0 m³/s 以下において、今渡ダム管理所からただし書き放流通知の連絡 (F A X) を受けた場合 ②今渡放流量が6 0 0 m³/s を超えた場合 2) 今渡放流量が6 0 0 m³/s を超え、3, 0 0 0 m³/s まで増水した時は、操作職員と操作技術員でゲート操作を行うことがあるため、操作技術員は管理技術者の指示に基づき操作職員の補助を行うものとする。 3) 今渡放流量が3, 0 0 0 m³/s を超えた場合、取水停止に向けた作業を操作職員が行うので、操作技術員は管理技術者の指示に基づき操作職員の補助を行うものとする。 (4) 減水時における措置 今渡放流量が3, 0 0 0 m³/s を超え、取水停止を行った後、今渡放流量が2, 0 0 0 m³/s 以下に減水した場合	

項 目	内 容	備 考
(点検整備) 第3-2条	において、状況に応じて取水再開に向けた作業を操作職員が行うので、操作技術員は管理技術者の指示に基づき操作職員の補助を行うものとする。 (5) 地震発生後における措置 犬山頭首工周辺（気象庁の発表で愛知県西部（犬山市五郎丸地点）・岐阜県美濃中西部（各務原市那加桜町）のいずれか又はその両方）で震度4以上の地震を観測した場合においては、操作職員が施設状況等の把握作業を行うので、操作技術員は、管理技術者の指示に基づき操作職員の作業の補助を行うとともに管理技術者に報告して、今後の対応について指示を受けるものとする。 点検整備で実施する作業は、次のとおりとする。 (1) 業務計画 点検手法、点検工程等各種計画の立案を行うとともに、実施手順書の作成を行うものとする。 なお、点検結果から施設の故障や機能の良否を把握するための資料収集等を行うものとする。 (2) 点検 管理施設の目的、使用環境、周辺状況、過去の故障・修理・改造・点検の履歴等、点検作業に必要な事項を貸与する点検結果報告書等により事前に把握するとともに個々のゲートの操作状態を踏まえ作業にあたらなければならない。 点検作業は、別紙2「点検項目表」により、施設の異常や故障の有無の発見の確認のため、目視等による点検を行うものとする。 点検における盤面指示計については、時系列に整理して、貸与する点検結果報告書等と比較することで傾向管理を行うものとする。 なお、点検については、管理技術者の指導の下、点検技術員2名により実施するものとし、点検において、ゲート操作に影響する不具合箇所や早急な修理を必要とする場合等の異常が発見された場合は、直ちに監督職員に報告するものとする。 (3) 整備 施設の故障予防、又は点検の結果により必要とされる施設の機能保持のために実施する清掃、油脂類補給、消耗部品の交換等簡易な作業を行い、これらの記録（発注者が支給する油脂類の残量確認も含む。）を作成し、監督職員に報告するものとする。 なお、補給・交換に使用する油脂類、消耗品は、対象施設毎の完成図書に記載された仕様の資材を使用するものとし、発注者において準備するものとする。	

項 目	内 容	備 考
(緊急時対応) 第3-3条 第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	(4) 点検結果とりまとめ 1) 機器状況の所見 毎月の点検整備後は、施設毎に故障や機能の良否及び機器の状態等を所見にとりまとめるものとする。 2) 技術的所見 機器状況の所見について、完成図書及び貸与する点検結果報告書等の点検結果と比較し、現状の機器機能の変化傾向について分析を行い、技術的所見にとりまとめるものとする。 (5) 報告 1) 点検における点検結果及び点検状況写真（各点検項目の作業着手前・点検中・点検終了）等については、報告書を別表2「報告書一覧表の5」により監督職員に提出するものとする。 ただし、監督職員が一部測定データ等の提出を指示する場合は、この報告書とは別に測定データ等を提出しなければならない。 2) 1年間の点検結果等から、各機器の今後想定される故障等を別表2「報告書一覧表の7」にとりまとめて報告するものとする。 3) 整備中、新たに整備を必要とする箇所が発見された場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。 監督職員が洪水、地震等による管理施設等への被害発生時、人命救助等（以下「緊急時」という。）に、対応する人員不足又は、短時間での招集が出来ない場合等において、監督職員が必要と認めた場合には、管理技術者又は主任技術員は、原則として1時間以内に犬山頭首工管理所へ出勤できるよう努めなければならない。 出勤した管理技術者又は主任技術員は、監督職員の指示に従い機械操作・気象情報の収集等を操作技術員とともに行うものとする。 なお、緊急時対応を行い、第2-1条に示す「作業条件」に変更が生じた場合は、協議するものとする。 点検整備結果の報告等の打合せについては、毎月1回行うものとする。 また、管理業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	

項 目	内 容	備 考
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5 - 1 条 (成果物の提出先) 第 5 - 2 条	成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体(CD-R)正副2部 2. 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 成果物の提出先は次のとおりとする。 〒484-0082 愛知県犬山市大字犬山字北古券 東海農政局木曽川水系土地改良調査管理事務所 犬山頭首工管理所	
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6 - 1 条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2-1条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第3章「作業内容」に変更が生じた場合 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間の変更が生じた場合 (6) 関係機関等対外的協議等により変更が生じた場合 (7) その他	
第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7 - 1 条	この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

別表 1 勤務形態一覧表

項 目	労務区分	勤務形態及び業務内容に対する特記事項	延べ数量
運転監視 (操作技術員)	開庁日 閉庁日 勤務時間数	人数：1 人／日 人数：1 人／日 年間 4,691時間 基本給勤務 2,920時間 うち深夜割増時間 787時間 時間外勤務 1,771時間 うち深夜割増時間 916時間	242人 123人 4,691時間

※操作技術員等の休憩は犬山頭首工管理所内とする。

項 目	労務区分	勤務形態及び業務内容に対する特記事項	延べ数量
点検整備 (点検技術員)	日 勤	人数：2 人/月	24 人

別表２ 報告書一覧表

	区 分	提出すべき時期等	提出者	提出先
1	業務に従事する者の名簿、 経歴書・緊急連絡網等	契約時及び変更の都度	管理技術者	主任監督員
2	点検作業計画書	契約時及び変更の都度	管理技術者	主任監督員
3	月間業務計画表	前月10日まで（4月分は第1開庁日） なお、変更が生じた場合は速やかに提出のこと	管理技術者	主任監督員
4	月間業務実績表	翌月の第1開庁日まで （3月分は3月31日まで）	管理技術者	主任監督員
5	点検報告書	点検実施月の月末まで （機器状況の所見を含む）	管理技術者	主任監督員
6	運転監視報告書	毎日退庁時 （閉庁日の場合は次の開庁日）	操作技術員	主任監督員
7	技術的所見 （改善提案書）	業務成果のとりまとめ	管理技術者	主任監督員

犬山頭首工主要施設一覧表（1／2）

【諸 元】

河 川 名	称：一級河川木曾川水系木曾川
名 称	称：犬山頭首工
位 置	置：左岸 愛知県犬山市大字犬山地内 右岸 岐阜県各務原市鵜沼小伊木町地内
形 式	式：兩岸取水、一部可動堰、一部固定堰
基礎地盤標高	：E L 3 3 . 0 0 m
基礎河床状況	：表層 砂礫層 3～7 m 基層 珪岩
堤 長	：4 2 0 m
堤 体	積：コンクリート 8 8 , 0 0 0 m ³
木曾川の計画洪水量	：1 2 , 5 0 0 m ³ /s（犬山頭首工地点）
取 入 水 位	：E L 3 7 . 0 0 m
取 入 水 量	：5 1 . 0 6 m ³ /s
計 画 洪 水 位	：E L 4 2 . 5 8 m

【土木構造物】

【ゲート設備】

敷高	土砂吐部	E L 3 3 . 0 0 m		頭首工門扉		
	可動堰（A型－1）部	E L 3 3 . 0 0 m		洪水吐制水門 1 号		
	可動堰（A型－2）部	E L 3 3 . 5 0 m		鋼製ローラーゲート	30.0m×4.5m	1 門
	可動堰（B型）部	E L 3 5 . 0 0 m		電動機	11KW ワイヤロープ ウィンチ式	
	固定堰部	E L 3 7 . 0 0 m		洪水吐制水門 2 号		
	左岸取入口	E L 3 5 . 0 0 m		鋼製ローラーゲート	30.0m×4.0m	1 門
	右岸取入口	E L 3 5 . 8 3 m		電動機	11KW ワイヤロープ ウィンチ式	
水叩				洪水吐制水門 3・4 号		
	無筋コンクリート平均厚	2.50m	総幅40.0m	起伏（フラップ）ゲート付き		
	耐摩耗板 制水門 1～4 号部設置			鋼製ローラーゲート		2 門
	制水門 1 号部	484m ²		30.0m×4.0m	電動機15KW	
	制水門 2 号部	488m ²		上段：油圧シリンダー式		
	制水門 3・4 号部	440m ²		下段：ワイヤロープ ウィンチ式		
脚柱及び操作室				洪水吐制水門 5・6 号		
	土砂吐部 幅2.50m 高17.00m		3 基	鋼製ローラーゲート	30.0m×2.5m	2 門
	魚道舟通部 幅2.00m 高17.00m		1 基	電動機	11KW ワイヤロープ ウィンチ式	
	可動堰A型 1 部 幅3.00m 高17.00m		2 基	土砂吐制水門 1・2 号		
	〃 A型 2 部 幅3.00m 高16.50m		3 基	鋼製ローラーゲート	14.0m×4.5m	2 門
	〃 B型部 幅3.00m 高15.50m		2 基	電動機	5.5KW ワイヤロープ ウィンチ式	
	固定堰部 幅2.50m 高10.70m		2 基	舟通し制水門		
	左岸取入部 幅2.50m 高10.20m		1 基	鋼製ローラーゲート	6.0m×5.2m	1 門
	舟通門下流部 幅2.00m 高17.00m		2 基	電動機	3.8KW ワイヤロープ ウィンチ式	
下流護床工				魚道ゲート		
	幅1.5m、深さ2.5m現場打コンクリートにより中心間隔約10m正方の格子状			鋼製フラップゲート	6.0m×1.2m	2 門
	延長 土砂吐魚道舟通部	18～86m		電動機	0.8KW 両側ワイヤロープ 捲取式	
	A型可動堰部	60～90m		機側操作室及び機械室		12室
	B型可動堰部	40～50m		左岸取水設備		
	固定堰部	20～40m		左岸取入樋門		
土砂吐				鋼製ローラーゲート	3.5m×2.8m	3 門
	リアエプロン厚1.20m			電動機	2.2KW 電動ラック式	
	フォアエプロン平均厚2.50m			余水吐ゲート		
				鋼製転倒ゲート	18.0m×3.1m	1 門
				電動機	7.5KW×2台 油圧式	
	導流壁			機側操作室		1 室
	No. 3脚柱 上流側	高2.5m		左岸分水設備		
	下流側	高3.5m～4.0m		左岸幹線分水工		
	No. 4脚柱 上流側	高2.5m		鋼製ローラーゲート	5.91m×2.7m	1 門
	下流側	高3.5m～4.0m		鋼製ローラーゲート	8.48m×2.7m	1 門

犬山頭首工主要施設一覧表（２／２）

【土木構造物】

【ゲート設備】

固 定 堰	延長 108m				電動機1.5KW 電動ラック式		
左岸魚道	幅員 6.0m	延長 86.05m			機側操作室		1 室
右岸魚道	幅員 6.7m	延長 83.0m			右岸取水設備		
舟 道	幅員 6.0m	長さ 20.0m			制水門		
低水護岸					鋼製ローラーゲート 3.0m×2.0m		1 門
導水路	幅員 18.0m	延長 910m			電動機0.4KW 電動ラック式		
左岸取入樋門（暗渠）	幅 3.50m	高 2.80m	3 連		取水門		
左岸幹線水路	幅 13.10m	延長 367m			鋼製スライダゲート 3.3m×1.0m		3 門
分水工	木津用水分水門	幅 5.50m	高 2.70m		電動機0.3KW 電動ラック式		
	宮田用水分水門	幅 8.00m	高 2.70m		排砂門		
右岸取入口	幅 7.40m	高 1.57m	2 連		鋼製スライダゲート 2.0m×0.87m		3 門
暗 渠	幅 3.00m	高 1.90m	延長 790m		電動機0.28KW 電動ラック式		
沈砂池	延長 62.32m				止水門		
操作橋及び道路橋	合成桁及び合成箱桁				鋼製ローラーゲート 3.0m×1.85m		1 門
	橋長 420m 幅員 6.0m				電動機0.28KW 電動ラック式		
余水吐管理橋	プレテンション式PC単純床版橋				土砂吐門		
	橋長 19.7m 幅員 4.6m				鋼製ローラーゲート 2.0m×0.9m		1 門
管 理 橋	A橋区間：単純鋼床版箱桁鋼橋				電動機0.4KW 電動ラック式		
	B橋区間：2径間連続鋼床版桁鋼橋				機側操作室		1 室
	橋長 422.191m 幅員 3.0m						

点 検 項 目 表 (1/2)

区 分	施 設 名・設 備 名	数 量	点 検 項 目	点 検 内 容	点検方法	点検頻度	備 考	
頭首工ゲート設備	機側操作室及び機械室	11室	基礎・躯体	クラック・剥離	目視	1回／月	管理橋等からの外観を基本	
			外壁	破損・剥離・塗装劣化	目視	1回／月		
			天井	破損・雨漏り	目視	1回／月		
			窓	破損・ひび割れ	目視	1回／月		
			階段	破損・傷・ゴミ	目視	1回／月		
			消火設備	有効期限	目視	1回／年		
		扉体・戸当たり(ローラ)	9門	全般	外観	目視		1回／月
				塗装	外観	目視		1回／月
				※魚道ゲートは対象外	扉体	吊り状況・漏水		目視
		ローラ・シーブ	摩耗・損傷	目視	1回／月			
		巻上機(油圧モータ・電動モータ)	12基	全般	清掃・発錆	目視		1回／月
	油圧ポンプ			油漏れ	目視	1回／月		
	圧力電磁弁・バルブ			油漏れ	目視	1回／月		
	油圧タンク			油漏れ・油量・損傷	目視	1回／月		
	モータ			取付ボルトのゆるみ	目視	1回／月		
	減速機			油量	目視	1回／月		
	開放歯車			歯こぼれ・損傷	目視	1回／月		
	給油装置・分配弁			給油状態	目視	1回／月		
				油 量	目視	1回／月		
	開度計			取付・油漏れ	目視	1回／月		
	伝達チェーン			取付	目視	1回／月		
	機械台			機械台 損傷	目視	1回／月		
				取り付けボルトゆるみ				
				ワイヤーロープ			ゴミ付着・異物付着	目視
	給油状態			目視	1回／月			
	機側操作盤	9面	全般	清掃・発錆・乾燥状態	目視	1回／月		
			切替スイッチ・表示灯	表示	目視・ランプテスト	1回／月		
盤面指示計			操作回数・運転時間	指示値・ランプテスト	1回／月			
右岸取水設備(沈砂池)	機側操作室	1室	基礎・躯体	クラック・剥離	目視	1回／月		
			外壁	破損・剥離・塗装劣化	目視	1回／月		
			天井	破損・雨漏り	目視	1回／月		
			窓	破損・ひび割れ	目視	1回／月		
			階段	破損・傷・ゴミ	目視	1回／月		
			消火設備	有効期限	目視	1回／年		
	扉体・戸当たり(ローラ)	9門	全般	外観	目視	1回／月	外観を基本	
			塗装	外観	目視	1回／月		
			扉体	吊り状況・漏水	目視	1回／月		
			ローラ(3門)	摩耗・損傷	目視	1回／月		
	巻上機(ラック式)	9基	全般	清掃・発錆	目視	1回／月		
			架台	たわみ・変形・溶接割れ	目視・打診	1回／月		
			減速機	油漏れ・潤滑油劣化	目視・指触	1回／月		
			各種ボルトナット	ゆるみ・脱落・損傷・腐食	目視・打診	1回／月		
			連結軸・軸継ぎ手	変形・損傷	目視	1回／月		
			遠心ブレーキ	外観	目視	1回／月		
			ラック棒	変形	目視	1回／月		
			ラックピン	摩耗	目視	1回／月		
			開度計	油漏れ・清掃	目視	1回／月		
	右岸除塵機	1基	全般	外観	目視	1回／月	除塵機含む	
	遠隔(機側)操作盤	4 面	全般	清掃・発錆・乾燥状態	目視	1回／月		
			切替スイッチ・表示灯	表示	目視・ランプテスト	1回／月		
	盤面指示計	操作回数・運転時間	指示値・ランプテスト	1回／月				

点 検 項 目 表 (2/2)

区 分	施設名・設備名	数 量	点 検 項 目	点 検 内 容	点検方法	点検頻度	備 考
左岸取水設備 (取入樋門及び 余水吐)	機側操作室	1室	基礎・躯体	クラック・剥離	目視	1回／月	外観を基本
			外壁	破損・剥離・塗装劣化	目視	1回／月	
			天井	破損・雨漏り	目視	1回／月	
			窓	破損・ひび割れ	目視	1回／月	
			階段	破損・傷・ゴミ	目視	1回／月	
			消火設備	有効期限	目視	1回／年	
	扉体・戸当たり (ローラ)	3門	全般	外観	目視	1回／月	外観を基本
			塗装	外観	目視	1回／月	
			扉体	外観	目視	1回／月	
			ローラ	摩耗・損傷	目視	1回／月	
	巻上機(ラック式)	3基	架台	たわみ・変形・溶接割れ	目視・打診	1回／月	
			減速機	油漏れ・潤滑油劣化	目視・指触	1回／月	
			各種ボルトナット	ゆるみ・脱落・損傷・腐食	目視・打診	1回／月	
			連結軸・軸継ぎ手	変形・損傷	目視	1回／月	
			遠心ブレーキ	外観	目視	1回／月	
			ラック棒	変形	目視	1回／月	
			ラックピン	摩耗	目視	1回／月	
			開度計	油漏れ・清掃	目視	1回／月	
	余水吐(油圧装置)	1基	全般	清掃・発錆	目視	1回／月	
			油圧ポンプ	振動	目視・指触	1回／月	
			圧力電磁弁・バルブ	油漏れ	目視・指触	1回／月	
			油圧タンク	油漏れ・損傷	目視	1回／月	
	左岸除塵機	1基	全般	外観	目視	1回／月	除塵機含む
	遠隔(機側)操作盤	4面	全般	清掃・発錆・乾燥状態	目視	1回／月	
			切替スイッチ・表示灯	表示	目視・ランプテスト	1回／月	
			盤面指示計	操作回数・運転時間	指示値・ランプテスト	1回／月	
左岸分水設備 (分木工)	機側操作室	1室	基礎・躯体	クラック・剥離	目視	1回／月	
			外壁	破損・剥離・塗装劣化	目視	1回／月	
			天井	破損・雨漏り	目視	1回／月	
			窓	破損・ひび割れ	目視	1回／月	
			階段	破損・傷・ゴミ	目視	1回／月	
			消火設備	有効期限	目視	1回／年	
	扉体・戸当たり (ローラ)	2門	全般	発錆	目視	1回／月	外観を基本
			塗装	塗装状態	目視	1回／月	
			扉体	片吊り状況	目視	1回／月	
			ローラ	摩耗・損傷	目視	1回／月	
	巻上機(ラック式)	2基	全般	清掃・発錆	目視	1回／月	
			架台	たわみ・変形・溶接割れ	目視・打診	1回／月	
			減速機	油漏れ・潤滑油劣化	目視・指触	1回／月	
			各種ボルトナット	ゆるみ・脱落・損傷・腐食	目視・打診	1回／月	
			連結軸・軸継ぎ手	変形・損傷	目視	1回／月	
			遠心ブレーキ	外観	目視	1回／月	
			ラック棒	変形・給油状況	目視	1回／月	
			ラックピン	摩耗	目視	1回／月	
			開度計	油漏れ・清掃	目視	1回／月	
	遠隔操作盤	3面	全般	清掃・発錆・乾燥状態	目視	1回／月	
			切替スイッチ・表示灯	表示	目視・ランプテスト	1回／月	
			盤面指示計	操作回数・運転時間	指示値・ランプテスト	1回／月	